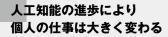
企業、政府、個人とも 労働市場の新しい流れを

先取りした働き方を

雇用・労働市場委員会(2015年度) 委員長/橘・フクシマ・咲江

経済のグローバル化の進展やデジタル化による新産業革命の時代を迎え、 人間の労働は機械に代替されにくい価値の創造にかかわるものヘシフトして いくと考えられる。これに伴い、労働市場や人々の働き方にも大変革が起きつ つある。将来の労働の形、労働市場と労働法制のあり方、企業、政府、個人そ れぞれが取り組むべき課題について、橘・フクシマ・咲江委員長が語った。



野村総合研究所が英オックスフォー ド大学のマイケル・A・オズボーン准教 授らと行った共同研究によれば、日本 の労働人口の49%が人工知能やロボッ トで代替可能だということです。

人工知能搭載のコンピュータやIoTの ポテンシャルがどこまであるかは、専 門家の間でも意見が分かれています。 「創造性のある領域は人間にしかできな い」という専門家もいれば、「創造性を 含め完全に人間を代替可能である」と いう人もいます。そうした識者の方々 からのヒアリングを行い、議論した結 果、少なくとも近未来は、人間のみに可 能な領域は残るだろうと考えています。

その前提で人工知能等が労働市場に 与えるインパクトを考えると、代替可 能な領域ではその技術を活用して生産 性向上を図り、その代わり人間は、人 間にしかできない領域を広げるチャン スがあります。

委員会では、この新しい領域での働 き方を先取りしようと検討しましたが、 現実にはすでに、そうした働き方が出 始めており広がりつつあります。

例えば、個人と個人がプラットフォー ム上を通してサービスを受発注する働 き方が進んでいます。この動きは、労 働力を「求める企業 | と「提供する個 人」の関係を根本的に変え、労働市場 の需給構造も変えることとなります。

個人が組織に属することに こだわらない働き方が増える

こうした働き方が増えると、「雇う側」 の組織と「雇われる側」の個人の関係 も大きく変わります。これまでは、個 人が組織に所属することが基本でした が、それ以外の雇用形態が増えること になります。例えば、シリコンバレー 等で始まっている「アライアンス」と いう雇用形態は、組織にいったん属し て業務を行い、それが終われば他の組 織に移りますが、その後も元の組織と 関係を続けるという働き方です。

こうした働き方の普及は、個人には、 これまで以上に柔軟な働き方の選択肢 を増やし、企業には、グローバル人財* の確保や、育児や介護等で限定的な働

き方しかできない人財の活用を可能に します。企業は、正社員至上主義の年 功的人事からの脱却を図り、新しい働 き方をする労働者を活用するメリット とデメリットを判断する能力・ノウハ ウを蓄積していく必要があります。

この変化は、当然労使関係も変える こととなります。「労使」という考え方 自体が時代に合わなくなり、雇用者と 労働者が対等の立場での契約関係とな り、労働組合の役割にも変化が求めら れます。例えば、プラットフォームを 使ったビジネスが広がれば、プラット フォーム上で個人同士がつながる労働 組合ができる可能性もあります。

企業は多様な雇用形態の選択肢を 提示するべし

このような労働市場のパラダイムシ フトを受けて、今回の提言では企業、 政府、個人がそれぞれどのように対応 すべきかを訴えています。

主なポイントとしては、企業は多様 な人財を引きつけるためにさまざまな 雇用形態の選択肢を提示し、経営者が 自社の働き方を明確に公開し、その働

橘・フクシマ・咲江 委員長 G&S Global Advisors Inc. 取締役社長

1949年千葉県生まれ。74年国際基督 教大学大学院、78年ハーバード大 院、87年スタンフォード大学大 修了。2010年より現職。1999年 የ同友会入会、03~10年度幹事、 ・14年度副代表幹事、15年度より ■。11~13年度人材育成・活用委員 員長、14年度新しい働き方委員 員長、15~16年度雇用・労働市場 会委員長。



き方を希望する個人を「この指とまれ」 方式で集めることになります。そのた め政府には、画一的な働き方を前提と する労働法制や労働行政を見直すべき だと提言しています。特に、すべての 労働を一律に保護・規制して例外的事 項を限定的に自由化する「ポジティブ リスト」の方式から、自由な運用の中 で保護・規制が必要な労働を限定的に 規制化する「ネガティブリスト」方式 へと発想を転換することが重要です。

個人においては、現在の40歳未満の 若年・中堅層は自己のキャリアを会社 任せにせず、市場価値を意識しながら 自律的にキャリアを形成する意識を強 く持つ必要があると提言しています。シ ニア層も先進技術に対する関心を持ち、 継続的な自己改革に取り組むことが不 可欠です。ただし、40代以上でIT時代の 流れに対応できない人財に対するセー フティネットは必要でしょう。

企業も政府も個人も、新産業革命の 労働市場へのインパクトを先取りして、 これまで以上のスピード感を持って、 できることは着実に取り組み、実現し ていくことが大切だと思います。

提言概要(8月1日発表)

新産業革命による労働市場の パラダイムシフトへの対応

ー「肉体労働」「知的労働」から「価値労働」へー

提言 I 企業の取り組み

【2020年までの課題】

価値創出人財の育成・兼業禁止規定の緩和

高度プロフェッショナル人財や「価値を創 造できる人財」をいかに育成し、リテインし ていくかが企業の競争力に直結する。そのた め、「能力ある人財を抜擢し権限を委譲する」 「積極的に社内の情報を共有する」など、イ ノベーションを起こす人財を輩出しやすい環 境づくりが必要である。また、個人の専門性 を多様な場所で活かし、会社の枠を超えて 培った技能や人脈を持ち帰って自社のダイ バーシティを促進するために、兼業禁止規定 を緩和するべきである。

【2021年以降に向けた課題】

雇用形態の多様化、新しい企業と個人の関係の構築

国内外から多様な人財を引きつけていくた めには、多様な雇用形態の選択肢のメニュー を提示し、その中にはアライアンス型やクラ ウドソーシングなど新たな形態も積極的に導 入していく必要がある。

アライアンス型やクラウドソーシングのよ うな新しい働き方を真に活用するためには、 企業側のマインドセットの変革が不可欠であ る。経営者や人事担当者が、こうした働き方 の特性を十分に認識し、人財を活かしきるた めの能力を磨く必要がある。

提言Ⅱ 政府としての取り組み

【2020年までの課題】

同一価値労働同一賃金に関する法整備

政府は「日本再興戦略」等で掲げられた働 き方改革、雇用制度改革を着実に実施すべき である。また、政府が検討している同一価値 労働同一賃金の法整備のためには、同一価値 労働を行う他の労働者の賃金水準に関する情 報の公開が必要である。

欧州型の同一価値労働同一賃金は、「職務 給」と産業別の「協約賃金」が雇用形態に関係 なく適用されることによって成立しており、 わが国においても検討が必要である。

【2021年以降に向けた課題】 新産業革命を踏まえた労働行政の転換

すべての「労働」を一律に保護・規制し、例 外的事項を限定的に自由化する「ポジティブ リスト」の方式から、自由な運用の中で保護・ 規制が必要な「労働」を限定的に規制化する 「ネガティブリスト」方式へと発想の転換が必 要である。

今後、アライアンス等独立した個人による 新しい働き方の拡大が見込まれ、労働者の働 き方の多様化が進む中で、その保護の質や強 弱のニーズも一層多様化していくことが見込 まれることから、雇用形態、労働条件に関し て労使で柔軟に決定できる労働法制が必要で

アライアンス、クラウドソーシング等、新 しい形の働き方が普及してくると、こうした 形態で働く個人の社会保障制度のあり方も課 題になるので早急に検討が必要である。

また、デジタル化に伴う産業構造の変化や 労働市場の流動化に伴う転職や起業等の活性 化が進めば、中には失業や廃業など失敗する ケースも増え、こうした労働市場の進展に追 いつくことのできない人財も出てくる。その 結果、社会的格差拡大につながらないよう、 また失敗した場合には、社会的後押しによる 再チャレンジが可能なようにセーフティネッ トを整備する必要がある。

提言Ⅲ│教育機関の取り組み

教育機関に対しては、2021年以降を見据 え、新産業革命を担い得る人財育成を期待し たい。小・中学校レベルから人財の育成につ いての体系化・実践 (STEM教育、異文化コ ミュニケーション能力の強化等の検討・導 入)が必要である。こうした教育を担う教員 育成が間に合わないことが想定されることか ら、企業や民間教育機関との連携を積極的に 図るべきである。

提言Ⅳ 個人としての取り組み

産業構造の激変の中で常に自らを磨き、人 間に求められる新しい価値の創造にかかわる 仕事に従事していくためには、自己のキャリ

アを会社任せにせず、オーナーシップを持 ち、市場価値を意識しながら自律的にキャリ アを形成する意識を強く持つ必要がある。

※詳しくは、http://www.doyukai.or.jp/policyproposals/articles/2016/160801a.html